広報

ハローワークもりおか

懇切
公正
迅速

令和８年11月　No.638

岩手県最低賃金が改正されます！

令和８年12月１日から　時間額 1,090円

【対象となる労働者】

使用者は、雇用するすべての労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【最低賃金未満の労働契約は無効】

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者双方の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、使用者は労働者に最低賃金額との差額を支払わなければなりません。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、最低賃金法により５０万円以下の罰金が科せられます。

【対象となる賃金】

最低賃金の対象となるのは、通常の労働時間、労働日に対して支払われる基本的な賃金です。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外勤務・休日出勤・深夜勤務手当等は含まれません。



【お問合わせ先】　岩手労働局　労働基準部　賃金室　TEL 019-604-3008

もくじ

○ 岩手県最低賃金が改正されます！ 令和８年12月１日から　時間額1，090円 …1
○ パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります……2
○ ２０２６年１０月１日から短時間労働者に係る賃金要件の撤廃と
　最低賃金の減額特例の対象者に関する制度が始まります！……3・4
○ 最近の求人求職のうごき／盛岡公共職業安定所公式ＳＮＳ……4

労働者・事業主の皆さまへ

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります
（令和8年10月1日施行）



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

1　雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！　【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は 10 万円以下の過料に処されます）。

- □昇給の有無
- □退職手当の有無
- □賞与の有無
- □相談窓口

（現行の明示事項）

- □待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

（新たな明示事項）

改正後のモデル労働条件通知書はこちら

https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf

2　「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！　【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（**いわゆる「同一労働同一賃金」**）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、下記のとおりです。

改正後のガイドラインについて詳しくはこちら

〈新たに追加された内容〉

- **賞与**（記載の充実）
- **家族手当**（新規追加）
- **病気休職**（記載の充実）
- **退職手当**（新規追加）
- **住宅手当**（新規追加）
- **夏季冬季休暇**（新規追加）
- **無事故手当**（新規追加）
- **福利厚生施設**（記載の充実）
- **褒賞**（新規追加）

3　雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！　【告示（雇用管理指針）】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。





その他の改正内容や上記の内容の詳細については**同一労働同一賃金特集ページ**へ

就業規則の整備等の労務管理に関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ

同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ
受付時間　8:30-17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

2026年10月1日から　短時間労働者に係る賃金要件の撤廃と

最低賃金の減額特例の対象者に関する制度が始まります！

― 対象となる従業員を雇用している事業主の皆さま、対象者の方に周知をお願いします ―

社会保険の短時間労働者に係る「賃金要件」が撤廃されます

短時間労働者が社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入するには、以下の①～④の要件を満たす必要がありますが、①の賃金要件については**2026年10月1日に撤廃されます。**

短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入要件		2026年10月1日以降
①【賃金要件】	所定内賃金が月額8.8万円以上であること	→ 撤廃
②【労働時間要件】	週の所定労働時間が20時間以上であること	→ 要件を満たす短時間労働者は社会保険加入対象
③【企業規模要件】	勤め先が従業員数51人以上の企業であること（※1）	
④学生ではないこと		

※1　2027年10月以降、対象事業所の範囲が段階的に拡大します。
なお、従業員数が50人以下の事業所でも労使合意に基づく申出により、短時間労働者も加入することができます。

特定減額特例対象者に関する制度が始まります

■ 特定減額特例対象者は引き続き社会保険の加入対象外

2026年10月1日以降、上記②～④の要件を満たすと短時間労働者として社会保険の加入対象となりますが、**以下のA・Bの両方に該当する方（特定減額特例対象者）は、原則として加入対象となりません。**

A　所定内賃金が月額8.8万円未満　＋　B　最低賃金減額の特例許可を受けている者（※2）　➡　原則として社会保険の加入対象となりません

※2 最低賃金減額の特例許可とは

最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあることから、右記の1～5のいずれかに該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。（最低賃金法第7条）

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試の使用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

■ 特定減額特例対象者は申出により社会保険に加入できます

特定減額特例対象者は原則として社会保険の加入対象ではありませんが、老後の保障や万が一の場合に備えるために、**申出をすることで社会保険に加入できます。**

保険料は労使折半です。
特定減額特例対象者が申出により社会保険に加入した場合の保険料は、他の被保険者と同様に労使折半となります。
資格取得日や手続きなどについては裏面をご覧ください。

適用拡大の詳細や社会保険加入のメリットについては、社会保険の適用拡大特設サイトをご覧ください



適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

※次頁へ続く→

特定減額特例対象者に係る手続きのご案内

■ 申出により加入するにはどのような手続きが必要ですか？

2026 年 10 月 1 日以降、特定減額特例対象者が社会保険に加入する場合、従業員が事業主を経由して日本年金機構に申し出る必要があります。以下の手続きを行ってください。

❶ 従業員は事業主に申出書を提出

対象となる従業員は、社会保険の加入を希望する場合、事業主に申出書を提出してください。

❷ 事業主は「被保険者資格取得届」および申出書を日本年金機構に提出

対象となる従業員から社会保険加入の申出を受けた事業主は、「被保険者資格取得届」を作成し、速やかに提出してください。

【提出物】・健康保険・厚生年金保険　被保険者資格取得届
・従業員による社会保険加入の申出書

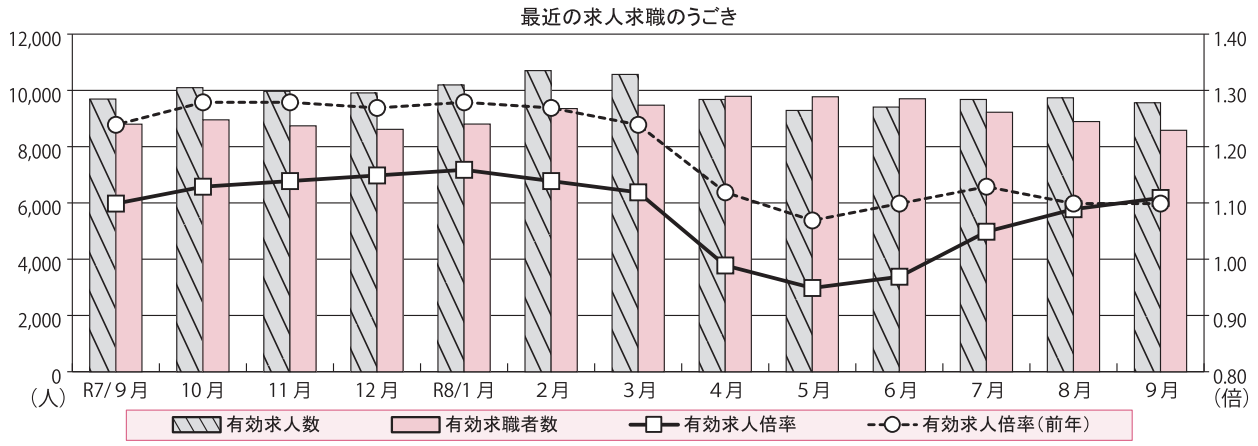
【提出先】・事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送／窓口持参
・電子申請も可能　※健康保険組合に加入している場合は、組合へも提出。

◇日本年金機構で申出書を受理した日に被保険者資格を取得します。

※「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」を事業主に送付します。事業主は決定通知書を確認し、申出をした従業員に通知してください。

手続きの詳細や届書様式は日本年金機構ウェブサイトへ

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html



	R7/9月	10月	11月	12月	R8/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前年同月比
新規求人数	3,593	3,959	3,073	3,584	4,151	3,647	3,897	3,250	2,981	3,753	3,540	2,927	3,590	▲0.1%
有効求人数	9,693	10,097	9,969	9,911	10,195	10,704	10,568	9,678	9,288	9,408	9,678	9,737	9,561	▲1.4%
新規求職者数	1,751	1,820	1,565	1,685	2,132	2,188	2,016	2,678	1,995	1,861	1,780	1,741	1,685	▲3.8%
有効求職者数	8,800	8,954	8,741	8,616	8,804	9,354	9,475	9,790	9,774	9,703	9,224	8,893	8,582	▲2.5%
新規求人倍率	2.05	2.18	1.96	2.13	1.95	1.67	1.93	1.21	1.49	2.02	1.99	1.68	2.13	0.08p
有効求人倍率	1.10	1.13	1.14	1.15	1.16	1.14	1.12	0.99	0.95	0.97	1.05	1.09	1.11	0.01p
有効求人倍率（前年）	1.24	1.28	1.28	1.27	1.28	1.27	1.24	1.12	1.07	1.10	1.13	1.10	1.10	-

盛岡公共職業安定所 公式SNS

ハローワーク盛岡菜園庁舎

ハローワーク盛岡

新卒応援ハローワーク
わかもの支援コーナー

人材確保対策コーナー
（介護・看護・保育）

35歳からの就職応援コーナー

人材確保対策コーナー
（建設・警備・運輸）

マザーズハローワーク

発　行　盛岡公共職業安定所
〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
TEL 019-624-8905



ハローワーク盛岡
公式キャラクター
【もりてつぼん】